

## 市原市立中央図書館雑誌スポンサー制度実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、市原市立中央図書館（以下、「図書館」という。）に配架する雑誌（以下、「雑誌」という。）に民間企業等の広告を掲載し、その対価をもって、財源を確保し、資料の充実を図るため、市原市広告取扱要綱（以下、「要綱」という。）第5条の規定に基づき、市原市立中央図書館雑誌スポンサー制度の実施について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において「市原市立中央図書館雑誌スポンサー制度」とは、広告を掲載する民間企業等（以下、「スポンサー」という。）が雑誌の購入費用を負担し、雑誌の最新号に装着したカバー（以下、「雑誌カバー」という。）表面にスポンサー名を表示し、裏面及び雑誌架の扉に広告を掲載し、図書館利用者の閲覧に供する制度をいう。

### (広告媒体)

第3条 この要領の対象となる広告媒体は、雑誌カバー及び雑誌架の扉（閲覧用の案内板を含む。以下同じ。）とする。

2 スポンサーは、広告の掲載を希望する雑誌を図書館が作成した「雑誌リスト」より選ぶものとする。ただし、雑誌の配架位置は図書館が決めるものとする。

### (広告の内容に関する基準)

第4条 市原市立中央図書館雑誌スポンサー制度の広告の内容は、要綱及び市原市広告取扱基準（以下、「取扱基準」という。）に適合するものでなければならない。

### (広告の規格及び掲載位置)

第5条 雑誌カバーの表面には、スポンサーの名称を表示するものとし、次に掲げる規格によるものとする。

（1）寸法 縦4cm、横13cm以内 地色は白地、文字は黒色

（2）掲載位置 雑誌のタイトル等と重ならない位置とする。

2 雑誌カバーの裏面に掲載する広告の規格はA4以下で、雑誌カバーに収まるサイズのものとする（雑誌の大きさによって異なる）。

3 雑誌架の扉に掲載する広告の規格はA4以下とする。

4 雑誌カバーの裏面及び雑誌架の扉に掲載する広告は、スポンサーが作成した片面印刷のものとする。

### (広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年とし、年度途中に掲載を決定した場合は、その月の翌月から当該年度の3月31日までの期間とする。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、広告を掲載する雑誌の購入代金とする。

(募集)

第8条 スポンサーの募集は、図書館のホームページ等により隨時行うものとする。

(申込方法)

第9条 広告の掲載を希望する者（以下、「申込者」という。）は、市原市立中央図書館雑誌スポンサー申込書（第1号様式）に、広告の原稿等を添付して、教育長に提出するものとする。

2 一つのスポンサーが広告を掲載できる雑誌は、同一年度内で10誌を限度とする。

3 申込者は特別整理期間、災害その他の理由により図書館が臨時に休館となる場合があることをあらかじめ承諾するものとする。

(決定等)

第10条 教育長は申込みがあった順にその内容を審査し、広告掲載の可否を決定し、その結果を市原市立中央図書館雑誌スポンサー決定（不決定）通知書（第2号様式）により、申込者に通知するものとする。

2 通知を受けた者は、遅滞なく市原市立中央図書館雑誌スポンサー制度広告掲載事項承諾書（第3号様式）を提出しなければならない。

(広告掲載料の納付方法)

第11条 スポンサーは、提供する雑誌購入代金を市が指定する期日までに、市が発行する納入通知書により、納付するものとする。

2 納付は、年度単位（年度途中に掲載を決定した場合は、その月の翌月から当該年度の3月31日まで）の一括前納払いとする。雑誌の価格変動による追加徴収や返金は行わない。

3 スポンサーが提供する雑誌が休刊等となった場合は、返金はせず、図書館と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えるものとする。

4 既納の広告掲載料は還付しない。ただし、スポンサーの責めに帰さない事由により、広告の掲載ができなくなったときは、この限りではない。

(広告内容の変更等)

第12条 教育長は、広告の内容及びデザイン等が要綱第4条の基準及び取扱基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、スポンサーに対して広告の内容等の変更を求めることができる。

2 スポンサーは、掲載期間中に広告の内容等の変更を希望する場合は、教育長と協議し、その承認を得るものとする。ただし、変更は、掲載期間中2回までとする。

(広告掲載の取り下げ)

第13条 スポンサーは、自己の都合により、広告の掲載を中止することができる。

2 スポンサーは、前項の規定により広告の掲載を中止しようとする場合は、書面により教育長に申し出なければならない。

3 第1項の規定によりスポンサーが広告の掲載を中止したときは、納付済の広告掲載料は還付しない。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要領は、平成27年3月27日から施行する。

第1号様式（第9条第1項）

市原市立中央図書館雑誌スポンサー申込書

平成 年 月 日

（あて先）市原市教育委員会教育長

次のとおり、広告を掲載したいので申し込みます。

広告の掲載を希望する雑誌名			
申 込 者	所 在 地	〒	
	ふりがな 名 称		
	ふりがな 代 表 者 名		
	連 絡 先	電話番号：	FAX番号：
		Eメール：	担当者名
業 種			
広 告 の 内 容		※広告案を添付してください。	
掲 載 希 望 期 間		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
確 認 事 項 (内容確認の上、チェック)		<input type="checkbox"/> 市原市広告取扱要綱及び関連規定を遵守します。 <input type="checkbox"/> 市原市税の滞納はありません。 <input type="checkbox"/> 市原市が市税納付状況調査を行うことに同意します。	
備 考			

第2号様式（第10条第1項）

市原市立中央図書館雑誌スポンサー決定（不決定）通知書

平成 年 月 日

様

市原市教育委員会教育長

平成 年 月 日付けで申込みのあった、広告の掲載について、次のとおり決定しましたので通知します。

広 告 を 掲 載 す る 雜 誌 名	
決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 希望する雑誌に掲載します。 <input type="checkbox"/> 希望する雑誌に掲載できません。 ※不掲載の理由
掲 載 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
広 告 掲 載 料 (消費税及び地方消費税を含む)	円
連 絡 事 項	(掲載を決定した場合) ・市原市立中央図書館雑誌スポンサー制度広告掲載事項承諾書を平成 年 月 日までに市原市立中央図書館に提出してください。 ・広告掲載料は納入通知書により、平成 年 月 日までに納付してください。 ・広告原稿を平成 年 月 日までに市原市立中央図書館に提出してください。 ・法令、条例、市原市広告取扱要綱、市原市立中央図書館雑誌スポンサー制度実施要領及び関連規定に違反した場合は、希望した広告の掲載を中止します。

第3号様式（第10条第2項）

市原市立中央図書館雑誌スポンサー制度広告掲載事項承諾書

平成 年 月 日

(あて先) 市原市教育委員会教育長

(雑誌スポンサー)

所 在 地

名 称

代表者職・氏名

印

市原市立中央図書館雑誌スポンサー制度広告掲載にあたり、以下の内容について承諾します。

広告を掲載する雑誌名	
掲載期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
広告掲載料 (消費税及び地方消費税を含む)	円
広告掲載料の納入期限	平成 年 月 日
広告原稿の提出期限	平成 年 月 日
担当者	氏名 連絡先
留意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・広告掲載に関し、法令、条例、市原市広告取扱要綱、市原市立中央図書館雑誌スポンサー制度実施要領及び関連規定を遵守するとともに、市原市教育委員会の指示に従います。</li><li>・上記に違反した場合は、広告掲載を取り消されても異議はありません。</li><li>・広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負います。</li></ul>
備考	